平成２１年（フ）第２１８号
香川県高松市田村町1179番地　市住２―410、住民票上の住所香川県高松市西春日町1407番地　県住21―402
債務者　多田　一代
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２２１号
香川県高松市三条町198番地１　エステート三条101号
債務者　田村多恵子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２３６号
香川県高松市太田上町316番地１　スカール太田503
債務者　山口　喜美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２５３号
香川県高松市大工町６番地15　朝日プラザアーバンコア高松203号
債務者　福家　　惠
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２５４号
香川県木田郡三木町大字上高岡577番地４
債務者　上迫　　忠
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２７１号
香川県高松市天神前５番22号　有料老人ホームあずさ
債務者　河辺　康雄
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１５４３号
愛知県瀬戸市萩山台４丁目２番402号
債務者　土居信一こと　ＤＯＹ　ＣＥＬＳＯ　ＮＯＢＵＩＴＩ
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５８４号
名古屋市北区大曽根４丁目６番21号　マンションパープル402号
債務者　中田　延香
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４００２号
大阪府門真市島頭３丁目６番10―307号
債務者　藤吉かおり
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８７６号
大阪府守口市梅町11番６号
債務者　岡本　由美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９５２号
大阪市城東区関目５―15―30、住民票上の住所大阪市旭区高殿４丁目21番３号
債務者　西田　和美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５００８号
大阪府交野市天野が原町４丁目15番17―302号、住民票上の住所大阪府交野市幾野１丁目10番610号
債務者　平良　辰夫
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７３号
仙台市青葉区郷六字葛岡下49番地の１　広瀬の杜４番館308
債務者　由井みゆき
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８８０号
仙台市宮城野区新田東３丁目14番地の７　セレストⅠ―201
債務者　宮崎　直美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８８６号
仙台市宮城野区新田２丁目３番19―201号
債務者　一関かおる
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
茨城県那珂市福田1777番地
債務者　高橋　　亮
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３１８号
茨城県東茨城郡大洗町和銅10番地の５
債務者　佐藤　勇太
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　水戸地方裁判所